

横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱

制 定 平成 13 年 9 月 14 日福保推第 379 号（助役決裁）

最近改正 平成 30 年 10 月 1 日ここ施第 750 号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業（以下「保育所等」という。）の施設・事業所及び設備の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において横浜市民間保育所等建設費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育所等整備を振興し、もって児童の福祉の向上を図ること及び子どもが健やかに育成される環境を確保することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）乳 児

0 歳児及び 1 歳児をいう。

（2）幼 児

2 歳児から 5 歳児までをいう。

（3）新 設

新たに施設・事業所を建設することをいう。

（4）改 築

既存施設の現在定員の増員を行なわないで改築整備（一部改築を含む。）することをいう。

（5）増 築

既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることをいう。

（6）増改築

既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。

（7）大規模修繕

既存施設について、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備することをいう。

（8）施設改善

既存施設について、乳児の認可定員を増員するために乳児室又はほふく室以外の部分を乳児室又はほふく室に改修することをいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱における補助の対象者は、社会福祉法人、学校法人（認定こども園及び小規模保育事業の施設・事業所整備を行う場合に限る。以下「学校法人」という。）、社会福祉法人設立と保育所等設置を同時に行うための準備をしている団体で市長が認めたもの（以下「準備団体」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人とする。

2 以下の各号に該当する者は補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

（補助対象事業）

第4条 この要綱において補助の対象となる事業は、前条に定める補助対象者が児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項に基づき設置する幼保連携型認定こども園に係る次に掲げるもの及び児童福祉法第34条の15第2項に基づき行う小規模保育事業所の新設に係るものとする。

(1) 新設

(2) 改築（老朽による改築に限る。）

(3) 増築（増改築を含む。）

(4) 大規模修繕

(5) 保育所における施設改善（児童福祉法に基づく国庫補助金その他日本自転車振興会補助金等で市長が国庫補助金に準ずると認める補助金を受けずに乳児の認可定員を増やす場合に限り。）

(6) 次に掲げる備品購入費

(ア) 再開発事業等（本市所有施設の貸付）に係るもの

(イ) 学校余裕教室活用事業に係るもの

（補助対象経費）

第5条 この要綱において、補助の対象となる経費は前条に掲げる事業の実施に必要な別表1に定めるものとし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

(1) 土地の買収又は造成及び整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効果的であると市長が認めた場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(3) 植栽に要する費用

(4) 職員の宿舎に要する費用

(5) 横浜市民間保育所等用地等貸付要綱（平成9年12月4日福保推第239号）に基づいて貸付を受けた市有地等において整備をする場合の設計費及び仮設園舎借地料

(6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に定める開発許可を伴う開発工事に要する費用

(7) その他整備として適当と認められない費用

（補助の必要条件）

第6条 補助の対象となる保育所等は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

(1) 整備を行う保育所等の設備及び運営は、それぞれ次に掲げる基準条例に適合するものであること。

(ア) 保育所

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）

(イ) 幼保連携型認定こども園

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）

(ウ) 小規模保育事業

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）

- (2) 敷地が確保されているものであること。
- (3) 建設に要する費用について、資金計画が確実なものであると市長が認めるもの。
- (4) その他関係法令に適合するものであること。

(事業計画書等の提出)

第7条 補助金の交付を受けて保育所等を整備しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定した期日までに、市長が指定する様式により事業計画書等を提出するものとする。

(補助の内示)

第8条 市長は、事業計画書等を受領したときは、横浜市児童福祉審議会、横浜市子ども・子育て会議で審査の上、補助の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 前条の規定による補助の内示を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に係る本市の実施設計審査完了後、速やかに、横浜市民間保育所等建設費等補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。
- 4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

(補助金の算定)

第10条 補助金の交付額は、基準事業費に補助率を乗じて算定するものとする。

- 2 施設・事業所及び設備の整備に要する費用の基準事業費及び補助率は、別表2、別表3及び別表4に定めるものとする。
- 3 別表2、別表3及び別表4における「本市が予算で定める基準単価」については、別表5に定めるものとする。

(本市以外の補助金の取扱)

第11条 本市の当該補助金と他の補助金（日本自転車振興会補助金等で市長が国庫補助金に準ずると認める補助金をいう。）を併せて受ける場合は、前条に基づき算定した補助金の交付額から他の補助金の交付額を差し引いた額を、本市の当該補助金の交付額とするものとする。

(端数処理)

第12条 前2条の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の決定)

第13条 市長は補助金の交付申請があったときは、補助内容について審査のうえ適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、横浜市民間保育所等建設費等補助金交付決定通知書（第2号様式）で申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第14条 補助金規則第7条第1項第1号又は第2号の市長の承認を受けようとする者は、市長に対し、横浜市民間保育所等建設費等補助金に係る変更等申請書（第10号様式）及び市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項による申請を承認することを決定したときは、補助事業者に対し、横浜市民間保育所等建設費等補助金に係る変更等決定通知書（第11号様式）を交付する。

(申請の取下げ)

第 15 条 補助金規則第 9 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、補助事業者等が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 10 日以内の日とする。

(実績報告)

第 16 条 補助金交付決定を受けた者は、工事しゅん工後、速やかに実地検査を受けるとともに、横浜市民間保育所等建設費等補助金事業実績報告書（第 3 号様式）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第 14 条第 1 項第 2 号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第 24 条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第 1 項第 3 号及び第 5 号に規定する書類とする。

4 補助金規則第 14 条第 5 項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定通知)

第 17 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市民間保育所等建設費等補助金額確定通知書（第 4 号様式）により行うものとする。

(補助金交付時期の例外)

第 18 条 補助金規則第 17 条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全額又は一部を交付することができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合

(2) 補助事業者等が工事請負代金を請負者に前金払する場合

(3) 補助事業等が予定の年度内に終了せず、補助事業等を次年度に繰越した場合

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払とする。

3 第 1 項第 2 号による前金払を受ける場合は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と請負者との間で、工事請負契約において定めた工事完成期限を保証期限とし、同条第 5 項に規定する保証契約を締結しなければならない。

4 第 1 項第 2 号により前金払することができる額は、補助事業者等が工事請負代金を請負者に前金払する額以下とし、第 13 条で決定した交付額の 4 割を上限とする。なお、算出した前金払の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付の請求)

第 19 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 5 号様式）により行わなければならない。

2 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 6 号様式）により行わなければならない。

3 前条第 1 項第 2 号の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 7 号様式）により行わなければならない。

4 前金払の請求による後の精算払時の補助金の交付の請求は、請求書（第 8 号様式）により行わなければならない。

(届出及び調査)

第 20 条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。

2 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者に対し、必要に応じてその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告書若しくは資料の提出を求めることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 21 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 9 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の返還等)

第 22 条 市長は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 施設・事業所において、布教又は宗教行事などの活動を行ったとき。
- (4) 施設・事業所において、政治的活動を行ったとき。
- (5) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

(警察本部への照会)

第 23 条 市長は、必要に応じ申請者又は第 14 条の決定を受けた者が、第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第 24 条 補助金規則第 24 条第 2 号の規定により市長が必要と認める場合は、民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱の対象となる補助事業とする。

(財産処分の制限)

第 25 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であって価格が単価 30 万円以上のものについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「処分制限期間」という。）に定めるとおりとする。

(情報公開及び補助事業者等の所有する関係書類の保存期間)

第 26 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで

保存しなければならない。

附 則

この要綱は平成 13 年 9 月 14 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 15 年 5 月 28 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 17 年 5 月 6 日から施行し、平成 17 年 5 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 18 年 6 月 9 日から施行し、平成 18 年 6 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 16 日から施行し、平成 19 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 20 年 3 月 28 日から施行し、平成 20 年 3 月 28 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 22 年 3 月 1 日から施行し、平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。ただし、別表 2 のうち、1 基準事業費（1）建築費の改築・増築・増改築の基準面積に係る改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 23 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に、本市から補助の内示を受けたものは、改正後の要綱第 8 条の規定による補助の内示を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 16 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 13 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があったものから適用する。